

(健 I 90)  
令和2年6月22日

都道府県医師会  
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本 吉郎



### 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る動画教材の公開について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る動画教材の公開について、厚生労働省労働基準局労働衛生課より、別紙のとおり周知依頼がありました。

独立行政法人労働者健康安全機構では、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」を公表した一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会の協力を得て、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上でのポイントを解説した動画教材を作成しました。この動画教材は、産業医の方々だけでなく、産業医や産業保健スタッフの選任義務がない事業場でもご活用いただけるように作成しております。

つきましては、本内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

(参考) 労働者健康安全機構ホームページ掲載アドレス

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1764/Default.aspx>

#### <動画教材の内容>※約31分

- 1 新型コロナウイルス感染症の概要
- 2 医学情報の収集と職場への情報提供
- 3 職場における感染予防対策に関する医学的妥当性の検討と助言
- 4 職場における感染予防対策及び管理方法に関する教育・訓練の検討と調整
- 5 従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施
- 6 事業場に感染者（疑い例含む）が出た場合の対応
- 7 従業員のメンタルヘルスへの配慮
- 8 職場における段階的な措置の解除に関する医学的妥当性の検討と助言
- 9 中長期的な対策

事務連絡  
令和2年6月19日

日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

### 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る動画教材の公開について

独立行政法人労働者健康安全機構において、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上でのポイントを解説した動画教材が作成され、本日、同機構のホームページで公開するとともに、別添のとおり報道発表を行いました。

つきましては、御了知いただくとともに、この動画教材について、関係機関等への周知へ御協力いただきますようお願いいたします。

(参考)

(独)労働者健康安全機構のホームページ 掲載アドレス

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1764/Default.aspx>

担 当	独立行政法人労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健課長 伊藤 聖 産業保健班長 山本 隆廣 電話 044-431-8660 直通
--------	---

①「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」の動画教材を作成

②事業場における新型コロナウイルス感染症対策に係る産業保健に関する相談に対応

独立行政法人労働者健康安全機構（理事長：有賀徹）（※）では、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」を公表した一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会の協力を得て、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上でのポイントを解説した動画教材を作成しました。この動画教材は、産業医の方々だけでなく、産業医や産業保健スタッフの選任義務がない事業場でもご活用いただけるように作成しております。

動画教材は独立行政法人労働者健康安全機構のホームページ（<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1764/Default.aspx>）で公開し、インターネットに接続できるパソコンがあれば自由に閲覧することが可能です。

また、各都道府県にある当機構の産業保健総合支援センターでは、事業場における新型コロナウイルス感染症対策に係る産業保健に関する相談に対応しておりますので、事業場における新型コロナウイルス感染症対策に係る産業保健に関してご不明な点がございましたら、最寄りのセンターまでお問い合わせください。

＜動画教材の内容＞

- 1 新型コロナウイルス感染症の概要
  - 2 医学情報の収集と職場への情報提供
  - 3 職場における感染予防対策に関する医学的妥当性の検討と助言
  - 4 職場における感染予防対策及び管理方法に関する教育・訓練の検討と調整
  - 5 従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施
  - 6 事業場に感染者（疑い例含む）が出た場合の対応
  - 7 従業員のメンタルヘルスへの配慮
  - 8 職場における段階的な措置の解除に関する医学的妥当性の検討と助言
  - 9 中長期的な対策
- 全体版、合計 31 分

《参考 産業保健総合支援センター》

当機構では、全国 47 の都道府県ごとに産業保健総合支援センターを設置し、産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが、センターの窓口（予約）、電話、電子メール等で相談に応じ、解決方法を助言しています。センターごとに相談受付日が異なりますので、相談窓口のスケジュールを確認の上対応可能なセンターにご連絡ください。

連絡先一覧 : <https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>  
(添付資料 : 産業保健総合支援センター・地域産業保健センター事業案内)

(※)「独立行政法人労働者健康安全機構」

厚生労働省所管の独立行政法人。平成16年4月1日設立。労働者の業務上の負傷又は疾病に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行っており、労災病院、産業保健総合支援センター、労働安全衛生総合研究所、日本バイオアッセイ研究センターの施設を設置・運営している。

機構本部所在地 : 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号